

農地転用計画がある方へ

- 水戸市では令和8年4月1日から盛土規制法の運用が開始されます。
- これに伴い**農地転用許可申請する事業計画について**、



盛土規制法の許可を必要とするか否かを
水戸市建築指導課(市役所5階)へ事前相談のうえ御確認願います。

残土条例の許可を必要とするか否かを
水戸市廃棄物対策課(市役所3階)（3,000㎡超は県廃棄物規制課）へ事前相談の
うえ御確認願います。

農地転用許可申請において

法令・条例の許可が必要か否かの確認書を添付いただきます。(都計法開発許可以外)
許可が必要な場合には、許可申請手続きをしたことが判る「盛土規制法許可書又
は申請書の写し」や「残土条例事前協議書の写し」を添付ください。